

予算の公表について（公告）

令和８年７月21日新潟県議会において議決された令和８年度新潟県一般会計補正予算及び企業会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和８年８月７日

新潟県知事 花 角 英 世

令和 8 年 度 新 潟 県 一 般 会 計 補 正 予 算

令和 8 年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,390,325 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,177,140,325 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。
(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入					
款	項	補正前の額	補正額	計	
第10款 国庫支出金	第2項 国庫補助金	千円 137,156,525	千円 7,367,500	千円 144,524,025	
第11款 財産収入	第1項 財産運用収入	4,786,799 4,343,807	22,765 22,765	4,809,564 4,366,572	
第14款 諸収入	第5項 受託事業収入	122,509,947 1,981,107	60 60	122,510,007 1,981,167	
歳	入 合 計	1,169,750,000	7,390,325	1,177,140,325	

2 歳 出				
款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
第3款 環 境 費	第4項 防 災 費	千円 5,983,787 3,892,441	千円 311,325 311,325	千円 6,295,112 4,203,766
第4款 福 祉 保 健 費	第1項 福 祉 保 健 費	192,440,284	438,733	192,879,017
	第3項 地 域 医 療 政 策 費	23,008,011	525	23,008,536
	第5項 高 齢 福 祉 保 健 費	12,546,835	163,691	12,710,526
	第6項 健 康 対 策 費	44,698,407	119,325	44,817,732
	第8項 障 害 福 祉 費	4,824,814	53,000	4,877,814
	第9項 こ ど も 家 庭 費	25,968,489	101,957	26,070,446
第6款 産 業 費		27,451,098	235	27,451,333
	第1項 産 業 政 策 費	122,466,464	207,084	122,673,548
	第3項 創 業 ・ イ ノ ベーション推進費	4,951,747 1,571,144	△ 213,052	4,945,779 1,784,196
第7款 農 林 水 産 業 費	第9項 農 地 管 理 費	64,749,059 5,976,261	329,188 329,188	65,078,247 6,305,449
第8款 土 木 費	第1項 土 木 管 理 費	121,348,606	10,765	121,359,371
	第6項 建 築 費	11,166,262 4,549,360	△ 21,530	11,155,497 4,570,890

第10款 教 育 費	第1項 教 育 総 務 費	185,741,615 8,585,857	6,093,230 6,093,230	191,834,845 14,679,087
歳 出 計	合 計	1,169,750,000	7,390,325	1,177,140,325

第2表 債務負担行為補正 1 追 加								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
ヘリコプター搭載型衛星通信設備更新工事請負契約		令	和	9	年	度	115,577千円	

2 変 更									
事 項	補 正			前			補 正		
	期	間	限	度	額	額	期	間	限
一級河川春木山大沢川河川災害復旧 助成(国道113号橋架替工事委託契約 (相手方 北陸地方整備局))	令和7年度から 令和8年度まで			450,000千円		450,000千円	令和7年度から 令和9年度まで		
一級河川春木山大沢川河川災害復旧 助成(国道113号橋)仮設橋賃借契 約	令和7年度から 令和8年度まで			60,000千円		72,000千円	令和7年度から 令和9年度まで		
一級河川春木山大沢川河川災害復旧 助成(市道春木山西緑橋)仮設橋賃 借契約	令和8年度			15,000千円		24,000千円	令和8年度から 令和9年度まで		

令和 8 年度新潟県流域下水道事業会計補正予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度新潟県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
新潟県魚沼地区下水道管理・更新委託	令和 9 年度から 令和 18 年度まで	千円 7,062,657